

第3次 甲州市男女共同参画推進計画

～ 甲州フルーティー夢プラン ～

令和4年度 ▶▶▶ 令和13年度

概要版



甲州市

計画策定の趣旨

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は私たちが目指すべき社会です。

甲州市に暮らし又は活動する誰もが、あらゆる場面でその人らしく生きることのできる男女共同参画社会を実現するため、具体的な目標や施策を総合的・計画的に推進するために策定したものです。

計画の位置づけと計画の期間

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項にもとづく「市町村男女共同参画計画」であるとともに、甲州市男女共同参画推進条例第13条にもとづく「基本計画」であり、本市の最上位計画である「甲州市総合計画」の分野別計画として位置づけられます。また国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次山梨県男女共同参画計画」並びに本市が策定した関連計画等との整合・連携を図り策定したものです。

この計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため中間年度に見直しを行います。

男女共同参画に関する市民意識調査結果概要

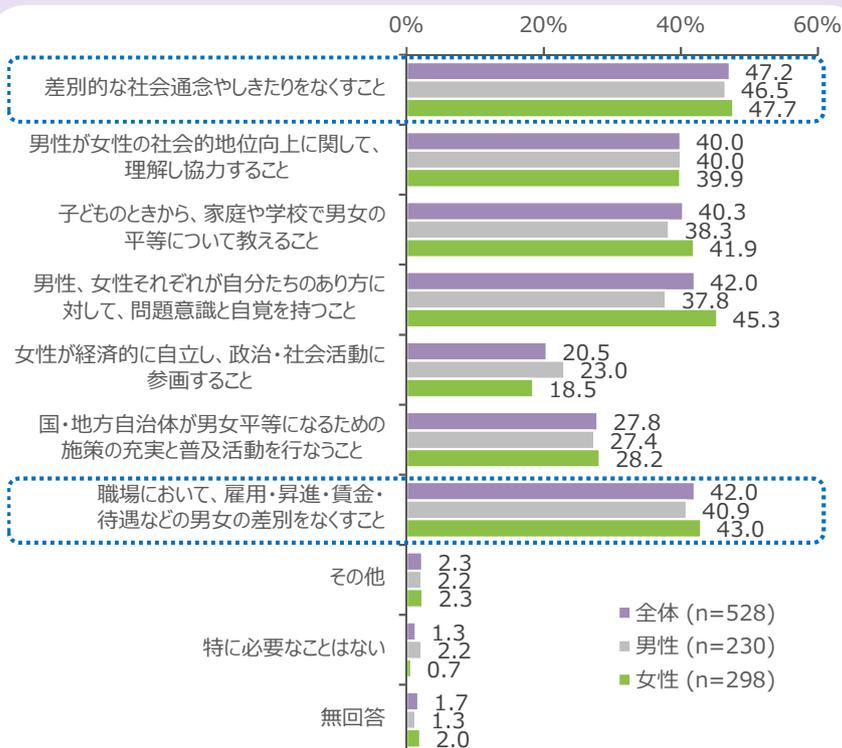
1 男女の平等について

「男性優位」の回答が多いものは、「政治の場（80.9%）」「地域（町内会・社会通念）（63.4%）」、「職場（58.5%）」「家庭生活（56.1%）」「法律や制度（53.8%）」となっており、「学校生活（11.7%）」を除き、50%を超えています。「平等」の回答が最も多かったのは、「学校生活（56.3%）」で、前回調査の46.4%から9.9ポイント増加しています。

2 男女平等になるために優先すべきこと

男女とも「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」、「職場において、雇用・昇進・賃金・待遇などの男女の差別をなくすこと」が40%を超えています。

前回調査では、「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと」は、男性が44.4%、女性が34.5%とやや差がみられましたが、今回の調査では、両者に大きな差はみられませんでした。



施策の体系

本市の状況及び課題を踏まえ、総合目標、基本理念、基本目標を設定し、男女共同参画の推進に関する諸施策を体系的に実施します。本計画の総合目標は、甲州市男女共同参画推進条例前文の趣旨に則り、次のとおり設定します。また、甲州市男女共同参画推進条例第3条に掲げる事項を本計画の基本理念とし、各施策を推進します。

総合目標

住みよいふるさと甲州市を、守り、育て、発展させていくために、甲州市に暮らし又は活動する誰もが、あらゆる場面でその人らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現

基本理念

- 男女の人権の尊重
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 互いの性に関する理解と健康な生活
- 社会のあらゆる分野からの暴力の根絶
- 社会のあらゆる分野における教育と生涯にわたる学習の機会
- 社会における制度または慣行についての配慮
- 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 国際理解と国際協調

重点目標

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 1 ジェンダー平等に関する理解と行動の促進
- 2 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 3 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 4 性にまつわる包括的な人権の理解

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における女性の参画の拡大

- 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 6 雇用等における男女共同参画の推進
- 7 仕事と生活の調和
- 8 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ

安全・安心な暮らしのための取り組みの充実

- 9 生涯を通じた健康づくり支援
- 10 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 11 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 12 防災における男女共同参画の推進

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

すべての市民がジェンダー平等や男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「誰もが、あらゆる場面でその人らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現」に自ら取り組んでいくことを目指します。

重点目標 1 ジェンダー平等に関する理解と行動の促進

1-1 甲州市男女共同参画推進条例の周知と理解の促進

平成28年3月18日に男女共同参画の推進について、「甲州市男女共同参画推進条例」が制定されました。従来から取り組んでいる男女共同参画への理解促進とともに、甲州市民の規範となる本条例の周知を図ります。

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

2-1 男性の家事・育児・介護への参画の促進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見により、家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っています。

男性が主体的に家事や子育て等に参画していくことは、結果的に、女性の負担を軽減し、女性の多様な場での力の発揮を支えることにつながります。身近な家事・育児・介護への男性の参画をより一層促進していきます。

2-2 家族間の平等な役割分担への改善

男女が、家庭内においても対等に家事や家計などをともに担う構成員であるよう、固定化された家庭内の役割分担意識を見直すために、家庭内における生活上の事柄について話し合い、支え合い、そして助け合える平等な家族関係の醸成を図ります。

重点目標 3 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

3-1 男女共同参画に関する学習の実施

男女共同参画の推進のため、学校教育、家庭教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において教育・学習が果たす役割が極めて重要となっています。そのために、性別や世代にかかわらず、男女平等の理念にもとづく自己形成を促す学習の充実を図ります。

3-2 各メディアを通じての男女共同参画の啓発推進

男女共同参画の推進について、効果的に市民の理解を促進していくために、メディアとの連携を深め、男女共同参画の理解促進に向けた啓発活動をより一層推進していきます。

重点目標 4 性にまつわる包括的な人権の理解

4-1 性の多様性における理解の促進

多様な性のあり方を尊重し合う社会づくりに向けて、性自認・性的指向など性の多様性に関する理解促進に向けた啓発事業の実施をはじめ、さらなる支援策の検討と実施に取り組んでいきます。

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における女性の参画の拡大

男女が家事・育児・介護等について協力し合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できることが望まれます。そのための環境づくりや子育て支援を強化し、働く女性の更なる活躍推進を図ります。

重点目標 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

5-1 行政における女性の積極的な登用

市における女性管理職の割合は、令和3年4月1日時点で26.0%となっており、第2次計画策定時（平成29年4月1日時点）の22.2%と比較し、増加してきているものの、概ね20%で推移しており、十分に女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。多様な視点を施策に反映させ、その効果を全市的に波及させていくためにも女性の積極的な登用促進、女性管理職の候補層を増やす取り組み、働き続けることができる環境の整備を図っていきます。

5-2 企業における女性の積極的な登用

企業における女性の活躍推進などジェンダー平等の取り組みは、ダイバーシティの推進につながります。多様な視点が入ることで、日々の活動においてこれまでなかったものが生み出され、企業業績に好循環がもたらされるだけでなく、より広い視点では、本市の活力維持のためにも不可欠です。企業の多様化する課題・ニーズへの対応力強化に向けて、引き続き、女性の登用を企業へ啓発します。

5-3 地域における女性の積極的な登用

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域活動における男女共同参画を推進するため、地域の方針決定過程へ女性の参画が拡大されるよう取り組みます。

重点目標 6 雇用等における男女共同参画の推進

6-1 男女雇用機会均等法及び関係法令の普及・啓発

男女雇用機会均等法の基本的理念にもとづいて、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等が行われない職場づくりが促進されるよう男女雇用機会均等法及び関係法令を普及・啓発します。

6-2 労働環境の整備

パートタイム労働者等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義がある一方、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことが女性の貧困の背景のひとつとなっているほか、正社員と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の格差の一因になっている問題もあることから、均等・均衡待遇の実現や処遇改善に向けた労働環境整備の取り組みが推進されるよう企業への啓発に取り組みます。

重点目標 7 仕事と生活の調和

7-1 家庭と仕事の両立に対する理解の促進と支援の確立

働く女性が増加する一方、仕事と子育て・介護等の二者択一、さらには、子育てと介護の二つのケアを同時に行う「ダブルケア」の増加も見込まれています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女が仕事と子育て・介護を両立できるよう、平等かつ公正な労働条件と働き方の推進について、企業の理解と支援の促進を図ります。

7-2 子育て支援の整備・充実

男性が育児休業等の取得により子育てを担い、その後も子育てを積極的に行うことは、母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果もあります。

次世代を育むために、性別にかかわらず、働きながら安心して子どもを育てられるよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

7-3 自営業（農林業・商工業等）の家族経営における男女がともに働きやすい環境の整備と意識・行動の変革

本市の発展を支えてきた農林業・商工業等の自営業においては、昔ながらの慣行が根強く残っている傾向があります。農業の担い手確保の面からも、今後はより一層、女性が男性と対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上のために必要な取り組みを推進します。

重点目標 8 地域における男女共同参画の推進

8-1 地域活動に男女の意見が活かされる環境づくり

今まで、防災・防犯や環境等に関する活動は、専業主婦など女性が多くを担い、PTAや自治会・町内会等の地域団体における会長等の役職については、自営業や職を退いた男性がその多くを占めていました。今後は男女があらゆる活動に参画し、その意見が活かされる環境づくりに取り組みます。

8-2 社会参加に必要なリーダーシップの習得

社会活動の場面における女性の参画が未だ十分でない状況に鑑みて、女性リーダーを養成するとともに、積極的な市民の参画を促し、主導的な役割を担うリーダーシップを習得する機会の確保に取り組みます。

8-3 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進

国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人がともに支え合う地域づくりは、男女共同参画の視点からも必要不可欠なことから、本市の特性や資源を生かしながら国際交流の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ

安全・安心な暮らしのための
取り組みの充実

男女がともに安全・安心に暮らせる環境づくりのため、誰もが健康で、自立して社会に参画するための支援体制の充実を図ります。また、安全・安心に暮らせる生活を脅かすあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行うとともに、生活上困難な状況に置かれた人々を支援する体制の整備を図ります。

重点目標 9 生涯を通じた健康づくり支援

9-1 性差を踏まえた健康づくりの推進

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを推進します。特に、女性は妊娠や出産を経験したり、女性特有の症状を発症したりする可能性があります。また、男女ともに更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて性差に応じた健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について理解していく必要があります。さらに、命の大切さや正しい性知識の教育などの意識啓発、思春期うつや更年期うつなど性もたらす心の健康に関する取り組みについても働きかけていきます。

9-2 メンタルヘルス支援の充実

2021年版自殺対策白書によると、20年の自殺者は新型コロナウイルス禍の中、11年ぶりに増加に転じました。働く女性や女子生徒らの自殺が増えており、新型コロナウイルス感染拡大による環境変化が一因となっていることから、男女共同参画の視点からメンタルヘルス対策の充実を図ります。

9-3 男女がともにスポーツへ参加するための環境整備

生涯にわたる男女の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連します。生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、気軽にスポーツへ参加する環境の整備を図ります。

重点目標 10 女性に対するあらゆる暴力の根絶

10-1 あらゆる暴力及び各種ハラスメントの防止

配偶者や恋人間等親密な男女関係にある者又はあった者からの暴力(いわゆるDV)やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメント行為、児童虐待、高齢者虐待等の子ども、高齢者に向けられる暴力は重大な人権侵害であり、どんな場合であっても決して許されるものではありません。

男女共同参画社会の実現を阻むあらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深めるとともに、人権意識を高めることを目指し、様々な機会を通じて防止に取り組みます。

重点目標 11 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

11 -1 ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備及び社会保障についての理解の促進

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、貧困などの生活上の困難を抱えている方、ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等への就業支援や社会参画、生活自立に向けた支援に取り組むとともに、一人ひとりの多様性を尊重しながらともに支え合う、地域共生社会づくりを進めることが重要です。

年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず、多様な人が支え合う地域づくりをさらに推進していきます。

重点目標 12 防災における男女共同参画の推進

12 -1 男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の確立

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災・減災において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、女性への配慮など男女共同参画の視点から防災・減災・復興に係る意思決定の場に女性の参画が拡大されるよう取り組みます。

推進体制の充実

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 男女共同参画推進委員会の運営
- 3 男女共同参画審議会の設置
- 4 計画の進行管理

市・市民・事業者・自治組織等・教育に携わる者の役割

この計画は、市、市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者が、甲州市男女共同参画推進条例で定める責務（第4条～第8条）にもとづき、みんながそれぞれの役割を担い、推進します。

市の役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施します。
- 男女共同参画の推進にあたり、市民の意見を尊重するとともに、市民、事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力します。
- 学校教育、家庭教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女平等の理念にもとづく社会的自立、生活自立、又は固定的性別役割分担意識の排除、その他健全な自己形成を促す教育の推進に努めます。

市民の皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる社会の分野において、主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めましょう。
- 市民は、家庭において家事、育児、介護等の役割分担について、家庭内で話し合い、円滑に進められるよう努めましょう。

事業者の皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、協力するほか、これを積極的に実施するよう努めましょう。
- 男女の平等に関する法令を遵守し、雇用する人に対し、男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画に関する調査に協力するよう努めましょう。

自治組織等の皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、性別による固定的な役割分担意識及び社会の慣行その他男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めましょう。
- 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めましょう。
- 自治組織等の役職の構成にあたっては、性別を理由に異なった処遇をしないように努めましょう。

教育に携わる皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組みましょう。

相談窓口

市の相談窓口

相 談 内 容	担 当 課	電 話 番 号
男女共同参画に関する総合的な窓口	市民課	32-5583
行政相談、人権相談	市民課	32-5068
健康相談	健康増進課	32-5014
乳幼児健康相談	健康増進課	33-7812
ひとり親相談、児童家庭相談、児童虐待	福祉総合支援課	32-0285
障害者相談	福祉総合支援課	32-0285
高齢者支援	地域包括支援センター	32-5600
農業経営支援、後継者対策、新規就農支援	農林振興課	32-5092
商工業振興に関する相談	観光商工課	32-5091

山梨県の相談窓口

相 談 機 関	電 話 番 号
山梨県配偶者暴力相談支援センター 山梨県女性相談所 山梨県男女共同参画推進センター	055-254-8635 055-237-7830
甲府地方法務局 常設人権相談所	0570-003-110
山梨県中央児童相談所 相談支援課	055-288-1561
山梨県労働局総合労働相談コーナー	055-225-2851
山梨県警察総合室	#9110 または 055-233-9110
法テラス山梨(法的トラブル解決の総合相談)	050-3383-5411
日本年金機構 甲府年金事務所(年金に関する相談窓口)	055-252-1431

概要版

第3次 甲州市男女共同参画推進計画

～甲州フルーティー夢プラン～

発行年月 / 令和4年3月

発 行 / 甲州市

編 集 / 市民生活課(令和4年4月1日から市民課)
甲州市男女共同参画推進委員会

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

TEL : 0553-32-2111(代表)

URL : <https://www.city.koshu.yamanashi.jp>



甲州市HP